

## 特別決議

地方創生に全力を挙げている地方自治体にとって、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成二十九年度末で切れ、国道や都道府県道、市町村道の補助率等が平成三十年度から低減されることは死活問題である。来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により、「安全・安心の確保」や「生産性の向上による成長力の強化」を実現するため、次に掲げる事項を確実に実行すること。

- 一、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成三十年度以降も継続すること
- さらに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること

平成二十九年五月十九日

命と暮らしを守る道づくり全国大会